

資料編

1. 地区別の町丁字一覧表

地区名	町丁字名	地区名	町丁字名	地区名	町丁字名	地区名	町丁字名
成田地区	成田	豊住地区	北羽鳥	ニュータウン地区	赤坂1丁目	大栄地区	伊能
	田町		長沼		赤坂2丁目		奈土
	東町		南羽鳥		赤坂3丁目		柴田
	本町		佐野		吾妻1丁目		堀籠
	仲町		竜台		吾妻2丁目		村田
	幸町		安西		吾妻3丁目		所
	上町		南部		加良部1丁目		桜田
	花崎町		北部		加良部2丁目		南敷
	馬橋		野毛平		加良部3丁目		馬乘里
	新町		東金山		加良部4丁目		横山
	南平台	関戸	加良部5丁目		浅間		
	土屋	和田	加良部6丁目		東ノ台		
	寺台	下金山	橋賀台1丁目		大沼		
	郷部	新妻	橋賀台2丁目		久井崎		
	不動ヶ岡	芦田	橋賀台3丁目		稲荷山		
	ウイング土屋	東和泉	玉造1丁目		中野		
	囲護台	西和泉	玉造2丁目		津富浦		
	囲護台1丁目	赤荻	玉造3丁目		松子		
	囲護台2丁目	小菅	玉造4丁目		白作		
	囲護台3丁目	大山	玉造5丁目		吉岡		
美郷台1丁目	馬場	玉造6丁目	新田				
美郷台2丁目	久米	玉造7丁目	一坪田				
美郷台3丁目	久米野	中台1丁目	前林				
公津地区	八代	遠山地区	山之作	下総地区	中台2丁目	久住地区	水の上
	船形		吉倉		中台3丁目		川上
	北須賀		東和田		中台4丁目		多良貝
	台方		川栗		中台5丁目		大栄十余三
	下方		畑ヶ田		中台6丁目		官林
	大袋		大清水		猿山		一畝田
	江弁須		三里塚		大菅		芝
	飯田町		本三里塚		滑川		大室
	並木町		本城		西大須賀		土室
	飯仲		南三里塚		四谷		小泉
	宗吾1丁目	東三里塚	名古屋		成毛		
	宗吾2丁目	駒井野	高倉		大生		
	宗吾3丁目	取香	成井		幡谷		
	宗吾4丁目	堀之内	地藏原新田		飯岡		
	公津の杜1丁目	新駒井野	青山		荒海		
	公津の杜2丁目	長田	倉水		磯部		
	公津の杜3丁目	十余三	名木		水掛		
	公津の杜4丁目	天神峰	冬父		新泉		
	公津の杜5丁目	東峰	中里		久住中央1丁目		
	公津の杜6丁目	古込	七沢		久住中央2丁目		
はなのき台1丁目	木の根	高岡	久住中央3丁目				
はなのき台2丁目	天浪	大和田	久住中央4丁目				
はなのき台3丁目	三里塚光ヶ丘	高					
八生地区	松崎		三里塚御料		小野		
	大竹		西三里塚		小浮		
	上福田		御所の内		野馬込		
	下福田				平川		
	宝田				新川		
	押畑						
	山口						
米野							

市街化区域
 一部市街化区域
 市街化調整区域又は非線引き区域

2. 町丁字別の世帯数、人口、高齢化率

	町丁字名	世帯数	人口	高齢化率
成田地区	成田	18	46	47.8%
	田町	172	343	33.5%
	東町	293	543	31.3%
	本町	84	197	27.4%
	仲町	20	66	42.4%
	幸町	552	1,054	29.9%
	上町	200	370	39.5%
	花崎町	836	1,446	25.7%
	馬橋	150	229	23.6%
	新町	223	357	31.7%
	南平台	136	314	36.6%
	土屋	1,178	2,687	23.1%
	寺台	497	1,066	25.8%
	郷部	971	1,875	16.6%
	不動ヶ岡	1,097	2,343	17.4%
	ウイング土屋	7	16	31.3%
	囲護台	1,141	2,143	13.3%
	囲護台1丁目	296	495	10.3%
	囲護台2丁目	270	443	16.5%
	囲護台3丁目	280	426	15.7%
	美郷台1丁目	369	865	14.2%
	美郷台2丁目	773	1,672	9.0%
美郷台3丁目	512	1,057	8.2%	
	成田地区計	10,075	20,053	19.8%
公津地区	八代	141	382	27.2%
	船形	132	364	32.1%
	北須賀	209	590	36.3%
	台方	194	530	33.8%
	下方	128	301	41.2%
	大袋	395	827	23.7%
	江弁須	666	1,681	12.9%
	飯田町	1,848	3,804	18.8%
	並木町	3,206	6,964	14.0%
	飯仲	295	619	23.7%
	宗吾1丁目	57	138	29.0%
	宗吾2丁目	220	463	30.2%
	宗吾3丁目	296	622	27.7%
	宗吾4丁目	303	724	35.2%
	公津の杜1丁目	440	1,065	15.1%
	公津の杜2丁目	753	1,648	11.5%
	公津の杜3丁目	546	1,185	9.4%
	公津の杜4丁目	1,601	3,368	7.0%
	公津の杜5丁目	579	1,244	7.3%
	公津の杜6丁目	479	1,136	4.5%
	はなのき台1丁目	289	971	4.2%
	はなのき台2丁目	410	1,391	1.9%
はなのき台3丁目	352	1,132	3.1%	
	公津地区計	13,539	31,149	14.6%

	町丁字名	世帯数	人口	高齢化率
八生地区	松崎	368	844	33.1%
	大竹	237	580	44.0%
	上福田	46	107	44.9%
	下福田	77	214	30.8%
	宝田	190	509	35.2%
	押畑	278	609	39.1%
	山口	152	339	31.3%
	米野	34	104	30.8%
八生地区計		1,382	3,306	36.4%
中郷地区	野毛平	53	147	36.7%
	東金山	33	78	34.6%
	関戸	29	70	32.9%
	和田	52	129	40.3%
	下金山	46	150	28.7%
	新妻	98	251	38.6%
	芦田	50	136	41.9%
	東和泉	27	77	33.8%
	西和泉	15	43	39.5%
	赤荻	76	217	30.0%
中郷地区計		479	1,298	35.5%
久住地区	芝	107	296	37.5%
	大室	169	399	40.4%
	土室	57	138	29.0%
	小泉	70	184	32.1%
	成毛	43	137	31.4%
	大生	35	77	49.4%
	幡谷	63	159	35.8%
	飯岡	107	256	43.0%
	荒海	111	287	37.3%
	磯部	92	250	36.0%
	水掛	29	81	42.0%
	新泉	0	0	-
	久住中央1丁目	175	452	8.8%
	久住中央2丁目	175	490	7.1%
	久住中央3丁目	175	512	6.6%
久住中央4丁目	279	810	5.4%	
久住地区計		1,687	4,528	22.2%
豊住地区	北羽鳥	238	628	35.8%
	長沼	187	428	40.2%
	南羽鳥	137	309	40.5%
	佐野	17	42	40.5%
	竜台	100	258	34.5%
	安西	63	173	42.2%
	南部	4	12	16.7%
	北部	16	49	22.4%
豊住地区計		762	1,899	37.6%

	町丁字名	世帯数	人口	高齢化率
遠山地区	小菅	78	186	33.3%
	大山	25	74	31.1%
	馬場	14	39	28.2%
	久米	28	66	40.9%
	久米野	97	202	30.2%
	山之作	80	156	36.5%
	吉倉	143	350	39.4%
	東和田	630	1,327	11.2%
	川栗	150	327	30.6%
	畑ヶ田	49	126	38.1%
	大清水	275	508	20.5%
	三里塚	1,536	2,333	16.2%
	本三里塚	1,508	2,847	12.6%
	本城	1,457	3,247	12.2%
	南三里塚	41	110	36.4%
	東三里塚	4	4	0.0%
	駒井野	24	47	34.0%
	取香	65	125	35.2%
	堀之内	52	120	36.7%
	新駒井野	216	512	12.5%
	長田	30	74	45.9%
	十余三	171	407	38.3%
	天神峰	3	3	33.3%
	東峰	6	18	50.0%
	古込	0	0	-
	木の根	2	2	0.0%
	天浪	0	0	-
	三里塚光ヶ丘	700	1,082	8.0%
	三里塚御料	791	1,582	15.7%
	西三里塚	1,123	2,248	12.9%
御所の内	263	635	10.1%	
遠山地区計		9,561	18,757	16.0%
ニュータウン地区	赤坂1丁目	0	0	-
	赤坂2丁目	0	0	-
	赤坂3丁目	0	0	-
	吾妻1丁目	432	1,090	38.0%
	吾妻2丁目	1,098	2,137	25.8%
	吾妻3丁目	296	694	48.4%
	加良部1丁目	1,657	3,084	9.2%
	加良部2丁目	734	1,448	23.9%
	加良部3丁目	11	30	0.0%
	加良部4丁目	762	1,470	28.8%
	加良部5丁目	1,207	2,058	15.7%
	加良部6丁目	587	1,707	6.7%
	橋賀台1丁目	588	1,329	38.5%
	橋賀台2丁目	595	1,364	22.0%
	橋賀台3丁目	930	1,862	16.3%
	玉造1丁目	325	932	25.0%
	玉造2丁目	422	1,167	28.0%
	玉造3丁目	434	755	14.4%
	玉造4丁目	367	887	44.5%
	玉造5丁目	323	837	31.2%
	玉造6丁目	454	1,308	17.0%
	玉造7丁目	575	1,323	25.9%
	中台1丁目	837	2,140	23.4%
	中台2丁目	310	806	31.9%
	中台3丁目	983	1,884	10.9%
	中台4丁目	630	1,545	20.5%
	中台5丁目	0	0	-
中台6丁目	409	1,070	21.0%	
ニュータウン地区計		14,966	32,927	22.2%

	町丁字名	世帯数	人口	高齢化率
下総地区	猿山	337	758	37.3%
	大菅	38	101	38.6%
	滑川	160	421	35.9%
	西大須賀	257	523	29.6%
	四谷	66	166	48.2%
	名古屋	675	1,632	30.1%
	高倉	0	0	-
	成井	242	517	33.3%
	地藏原新田	24	61	29.5%
	青山	69	170	32.9%
	倉水	92	239	26.8%
	名木	188	500	34.8%
	冬父	7	24	25.0%
	中里	31	71	29.6%
	七沢	47	116	38.8%
	高岡	139	384	35.2%
	大和田	119	292	41.1%
	高	146	382	34.8%
	小野	61	175	33.1%
	小浮	55	175	32.0%
	野馬込	20	63	31.7%
	平川	0	0	-
	新川	66	175	42.3%
下総地区計		2,839	6,945	33.9%
大栄地区	伊能	376	1,021	34.3%
	奈土	121	396	29.3%
	柴田	32	82	42.7%
	堀籠	67	203	35.5%
	村田	54	177	28.2%
	所	216	618	32.0%
	桜田	319	686	24.5%
	南敷	107	242	30.2%
	馬乗里	51	159	34.6%
	横山	100	260	36.9%
	浅間	0	0	-
	東ノ台	66	198	31.8%
	大沼	36	118	32.2%
	久井崎	87	220	35.9%
	稲荷山	292	678	16.5%
	中野	61	117	43.6%
	津富浦	154	385	35.8%
	松子	116	299	36.8%
	白作	59	181	26.0%
	吉岡	691	1,720	26.9%
	新田	269	610	20.3%
	一坪田	163	440	28.9%
	前林	481	967	25.6%
	水の上	76	163	22.1%
	川上	170	395	25.3%
	多良貝	231	598	23.7%
	大栄十余三	115	327	28.7%
官林	110	282	32.6%	
一鍬田	0	0	-	
大栄地区計		4,620	11,542	28.4%

出典) 住民基本台帳 (平成 28 年 6 月末現在)

3. 町丁字別の建物棟数

地区	大字名	木造	非木造				計
			S造	RC造	その他	小計	
成田地区	成田	76	16	13	5	35	110
成田地区	田町	160	32	4	8	45	205
成田地区	東町	246	80	15	5	99	345
成田地区	本町	54	28	7	6	41	95
成田地区	仲町	56	10	2	1	12	68
成田地区	幸町	337	74	17	6	98	435
成田地区	上町	171	46	22	3	70	242
成田地区	花崎町	311	160	62	11	234	544
成田地区	馬橋	56	18	6	0	25	81
成田地区	新町	130	21	4	5	29	160
成田地区	南平台	115	15	5	4	24	140
成田地区	土屋	892	169	24	15	207	1,099
成田地区	寺台	422	96	15	16	127	549
成田地区	郷部	463	127	11	7	145	608
成田地区	不動ヶ岡	664	104	32	8	144	808
成田地区	ウイング土屋	9	71	3	5	80	89
成田地区	囲護台	434	67	17	5	89	524
成田地区	囲護台一丁目	32	16	10	0	27	59
成田地区	囲護台二丁目	83	32	2	2	36	119
成田地区	囲護台三丁目	83	31	12	0	43	126
成田地区	美郷台一丁目	194	67	4	1	72	266
成田地区	美郷台二丁目	222	70	8	3	81	303
成田地区	美郷台三丁目	146	87	6	1	95	241
公津地区	八代	245	42	3	5	49	295
公津地区	船形	211	36	5	6	47	258
公津地区	北須賀	479	78	7	13	99	577
公津地区	台方	364	58	5	8	72	435
公津地区	下方	292	40	6	7	53	345
公津地区	大袋	243	44	11	6	61	304
公津地区	江弁須	434	100	22	5	127	561
公津地区	飯田町	849	282	36	12	331	1,180
公津地区	並木町	1,590	350	38	18	405	1,996
公津地区	飯仲	251	65	8	7	80	330
公津地区	宗吾一丁目	72	10	1	2	13	86
公津地区	宗吾二丁目	187	24	4	3	31	218
公津地区	宗吾三丁目	223	30	3	3	37	260
公津地区	宗吾四丁目	271	1	3	0	4	276
公津地区	五区	0	0	0	0	0	0
公津地区	八代千拓	0	0	0	0	0	0
公津地区	船形千拓	0	0	0	0	0	0
公津地区	北須賀千拓	0	0	0	0	0	0
公津地区	台方千拓	0	0	0	0	0	0
公津地区	下方千拓	0	0	0	0	0	0
公津地区	公津の杜一丁目	270	51	4	0	55	325
公津地区	公津の杜二丁目	293	83	12	0	95	388
公津地区	公津の杜三丁目	200	80	11	2	94	294
公津地区	公津の杜四丁目	1	4	25	0	29	31
公津地区	公津の杜五丁目	177	41	15	1	56	233
公津地区	公津の杜六丁目	168	45	10	0	55	223
公津地区	はなのき台一丁目	169	90	0	0	90	259
公津地区	はなのき台二丁目	344	29	1	0	30	375
公津地区	はなのき台三丁目	275	36	0	0	36	312

地区	大字名	木造	非木造				計
			S造	RC造	その他	小計	
八生地区	松崎	553	83	12	15	111	664
八生地区	大竹	462	80	10	13	103	566
八生地区	上福田	105	16	2	2	20	125
八生地区	下福田	140	31	2	3	35	175
八生地区	宝田	383	78	6	11	95	478
八生地区	押畑	368	67	9	9	84	453
八生地区	山口	230	26	3	8	37	267
八生地区	米野	65	6	2	1	9	74
八生地区	松崎干拓	0	0	0	0	0	0
八生地区	大竹干拓	0	0	0	0	0	0
中郷地区	野毛平	112	19	1	3	23	135
中郷地区	東金山	65	8	4	1	13	78
中郷地区	関戸	52	9	0	1	10	62
中郷地区	和田	95	10	1	2	12	107
中郷地区	下金山	128	12	2	3	16	144
中郷地区	新妻	199	30	2	4	37	236
中郷地区	芦田	172	26	16	8	50	222
中郷地区	東和泉	91	11	8	2	22	113
中郷地区	西和泉	47	11	1	3	15	62
中郷地区	赤荻	173	23	6	5	34	207
久住地区	芝	287	33	6	10	48	336
久住地区	大室	333	63	10	9	82	415
久住地区	土室	153	18	2	5	26	179
久住地区	小泉	130	34	9	5	48	178
久住地区	成毛	100	10	1	1	13	113
久住地区	大生	66	6	5	3	13	80
久住地区	幡谷	179	20	3	7	30	209
久住地区	飯岡	184	27	19	5	51	235
久住地区	荒海	222	41	43	5	89	311
久住地区	磯部	259	31	5	7	44	303
久住地区	水掛	77	11	1	2	14	91
久住地区	新泉	29	124	14	33	171	200
久住地区	久住中央一丁目	106	16	1	0	17	123
久住地区	久住中央二丁目	98	15	1	0	16	114
久住地区	久住中央三丁目	115	16	0	0	16	131
久住地区	久住中央四丁目	178	20	1	1	22	200
豊住地区	北羽鳥	468	62	12	16	90	558
豊住地区	長沼	304	63	6	11	80	384
豊住地区	南羽鳥	331	96	21	19	135	466
豊住地区	佐野	39	7	1	1	9	48
豊住地区	竜台	264	36	7	10	52	316
豊住地区	安西	144	23	4	4	31	175
豊住地区	南部	16	10	0	1	11	27
豊住地区	北部	46	11	1	2	14	60

地区	大字名	木造	非木造				計
			S造	RC造	その他	小計	
下総地区	猿山	418	81	13	14	109	526
下総地区	大菅	94	15	3	6	24	118
下総地区	滑川	289	63	5	12	80	369
下総地区	西大須賀	289	72	6	12	91	380
下総地区	四谷	114	20	2	5	28	142
下総地区	名古屋	969	146	18	27	192	1,161
下総地区	高倉	20	10	2	2	14	34
下総地区	成井	356	51	6	8	65	420
下総地区	地蔵原新田	45	17	2	7	27	71
下総地区	青山	133	30	4	5	39	171
下総地区	倉水	130	25	3	4	32	162
下総地区	名木	399	64	14	23	101	499
下総地区	冬父	23	3	1	1	4	27
下総地区	中里	71	14	1	2	17	88
下総地区	七沢	102	16	2	3	21	123
下総地区	高岡	257	57	8	13	79	336
下総地区	大和田	213	32	3	7	42	255
下総地区	高	244	49	4	6	59	303
下総地区	小野	143	25	4	5	34	177
下総地区	小浮	149	24	3	5	32	181
下総地区	野馬込	48	14	1	1	16	64
下総地区	平川	0	0	0	0	0	0
下総地区	新川	143	22	4	7	33	176
大栄地区	伊能	710	106	18	23	147	857
大栄地区	奈土	308	41	6	8	54	362
大栄地区	柴田	101	8	1	4	13	115
大栄地区	堀籠	168	13	2	3	19	187
大栄地区	村田	184	18	3	3	24	207
大栄地区	所	527	85	9	14	109	636
大栄地区	桜田	406	70	9	13	92	498
大栄地区	南敷	177	20	4	5	30	206
大栄地区	馬乗里	155	25	4	9	37	192
大栄地区	横山	276	39	8	10	57	334
大栄地区	浅間	1	9	2	0	11	13
大栄地区	東ノ台	190	31	5	8	44	233
大栄地区	大沼	113	10	2	3	15	128
大栄地区	久井崎	152	17	1	2	21	173
大栄地区	稲荷山	356	27	2	5	35	391
大栄地区	中野	114	18	4	4	27	141
大栄地区	津富浦	319	70	9	12	91	410
大栄地区	松子	207	38	5	9	52	259
大栄地区	臼作	125	17	3	4	25	150
大栄地区	吉岡	991	239	26	38	303	1,294
大栄地区	新田	366	51	6	11	68	434
大栄地区	一坪田	312	49	7	9	65	377
大栄地区	前林	666	148	14	21	183	849
大栄地区	水の上	132	26	3	4	33	164
大栄地区	川上	262	67	5	9	81	344
大栄地区	多良貝	412	79	8	11	99	511
大栄地区	大栄十余三	306	44	9	14	67	373
大栄地区	官林	270	59	5	10	74	344
大栄地区	一鍬田	0	0	0	0	0	0
計		43,799	9,453	2,236	1,189	12,878	56,677

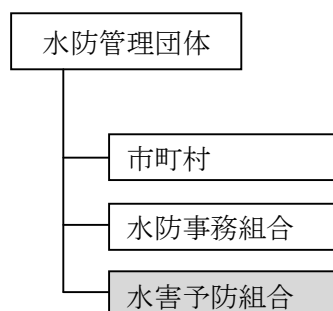
4. 千葉県長沼水害予防組合に関する基礎資料

I. 水害予防組合について

1. 水害予防組合の概要

(1) 水害予防組合とは

- ・水害予防組合法（明治 41 年）に基づき設置された公共組合で、水害の防御という共通の目的を持つ人々が設立した地縁的な組織である。
- ・区域内の土地や家屋の所有者はすべて組合員となり、組合費を賦課される。組合費は租税に準じて徴収される。
- ・組合費により水害予防活動を行う。
- ・水防管理団体に位置づけられ、国や府県と密接に連携して、治水事業を推進する。
- ・組合管理者は郡長や市町村長、組合の設立と改廃は知事の許可が必要である。



(2) 水害予防組合の設立の背景

- ・水害予防組合が法制上初めて確立されたのは、明治 23（1890）年の水利組合条例によるが、それ以前にも堤防組合や川浚組合等、伝統的な治水と利水を目的とした村連合組織があった。
- ・明治維新の政治体制の変化に伴い、水防組織は新しい法体系の下に再編され、用排水事業を主目的とする「普通水利組合」と治水事業を主目的とする「水害予防組合」が設立された。
- ・水害予防組合は、その後全国各地で設立されるようになり、大正末期～昭和初期頃に最盛期を迎えた。

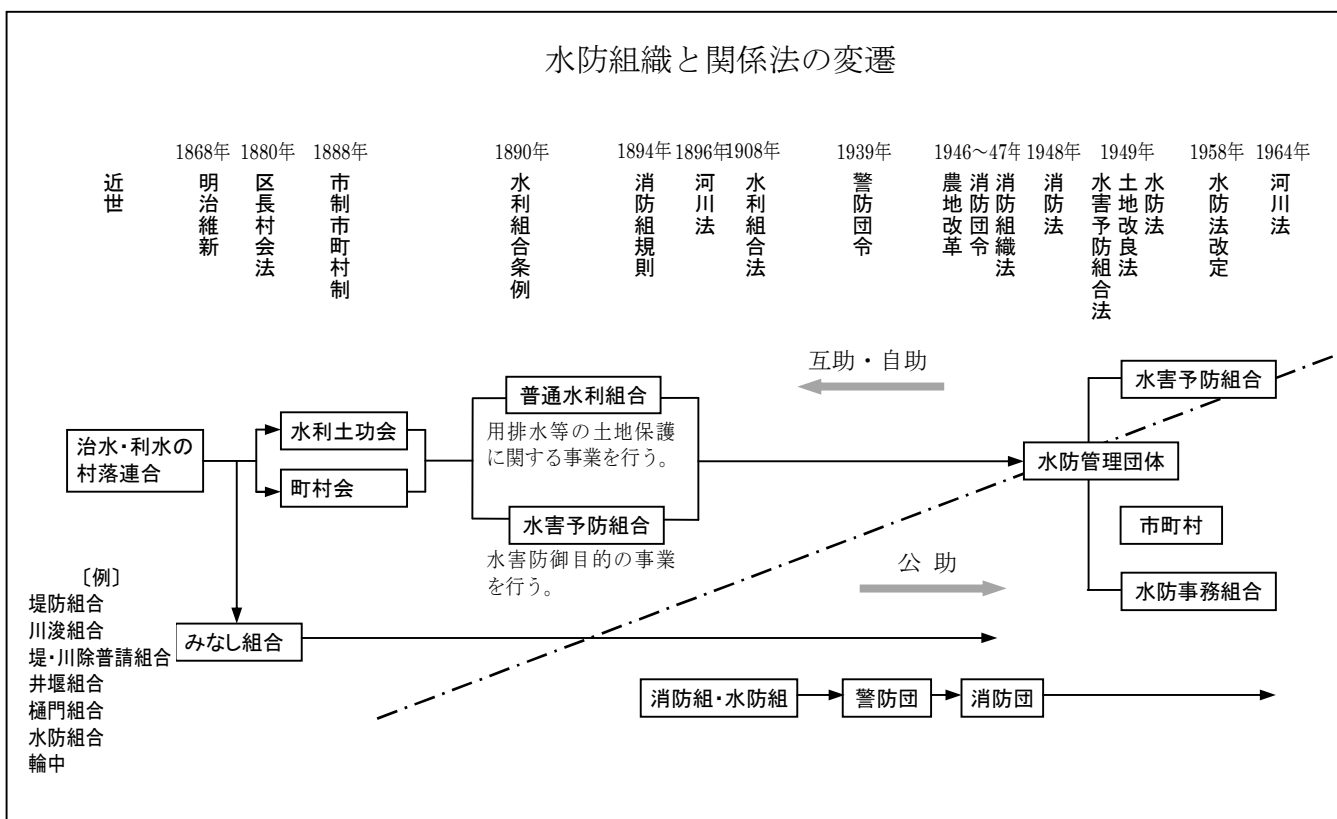
【水害予防組合が全国に多数設立された理由】

① 近世に入り、各地で本格的な平野の開発や新田が開拓されるとともに、舟運も盛んとなり、産業が発達した。これにより、飛躍的に人口が増大し、新たに開発された耕地や都市を防御するためにも、一層の治水工事が必要とされた。

② 明治初期までは、利水のための低水工事が主であったが、中期以降に頻発した大洪水に備えるため、明治 29 (1896) 年に河川法が制定され、高水工事（堤防建設等）による治水事業が全国的に展開されるようになった。

しかし、工事費が高額で公費以外にも多額な資金を必要としたことから、事業を支援するために水害予防組合が多数設立された。（当時、国直轄河川改修事業に該当しない府県営の河川改修事業は、工事費の約 3 分の 1 を地元負担に委ねていた。）

農地所有者においても、治水は農業生産を安定させるために必要不可欠であり、費用負担を行ってでも実益のある改修工事の実現を望み、費用負担を担い、工事を実現させてきた。



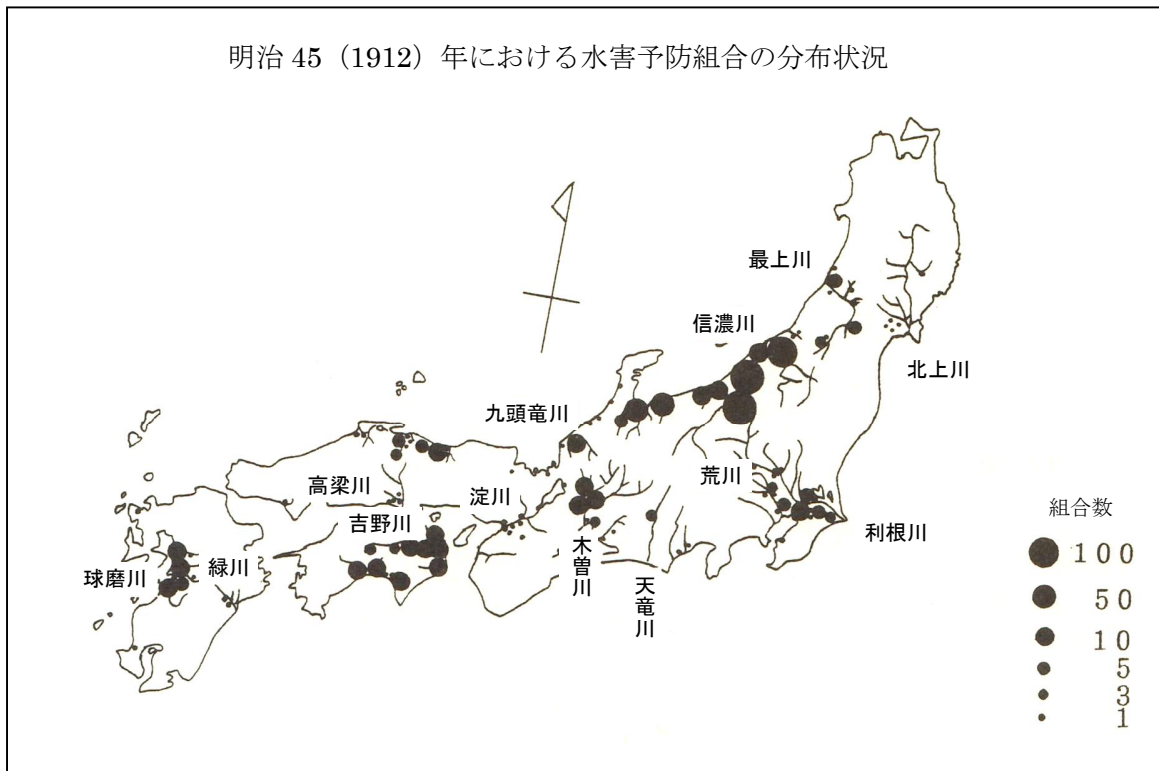
資料：「近代日本の水害地域社会史」（内田和子著、1994年）より引用、一部修正加筆

水防関連法制の概要

年	項目	主な内容
明治 23 年 (1889 年)	水利組合条例	水利組合が初めて法的に整備されることになり、普通水利組合と水害予防組合の 2 種類の水利組合が位置づけられた。
明治 27 年 (1901 年)	消防組規則	国家行政的に水防を管轄する組織として「消防組」がつけられた。明治の中頃以降、水防組織は地縁的な「水防予防組合」と国家行政的な「消防組」の二系統で発展することになった。
明治 29 年 (1896 年)	河川法の制定	水防が市町村に義務づけられることになった。これにより、水害予防組合や消防組が成立していない場合、水防義務は必然的に市町村に負わされることになった。
明治 41 年 (1908 年)	水利組合法	水利組合を普通水利組合と水害予防組合の 2 種類とする点では旧条例の規定と何ら変わらないが、普通水利組合は灌漑排水に関する事業のために設置すると改められた。
昭和 24 年 (1949 年)	水防法の制定	<ul style="list-style-type: none"> ・「水防管理団体」を設け、水防の第一義的責任を負わせた。 ・水防の費用は、水防管理団体または都道府県の負担とした。 ・この時新設された水防事務組合は、市町村を組合員として市町村の予算で運営される特色を示した。一方、水害予防組合は、引き続き個人を組合員として組合費で運営された。
昭和 33 年 (1958 年)	水防法の第二次改正	<ul style="list-style-type: none"> ・水防責任の所在を明確化し、水害予防組合や水防事務組合が水防を行う区域以外は、すべて市町村に責任があることが明示された。 ・また、水害予防組合から水害事務組合への移行の際には、廃止や引継手続きが簡略化されたため、この改訂が移行の積極的な契機となった。
昭和 39 年 (1964 年)	新河川法の制定	水系主義へ移行し、一級河川が原則として国の直轄管理とされるなど、河川管理に係る国の役割が大幅に強化された。

(3) 水害予防組合の分布状況

- 下図は、明治 45（1912）年当時の水害予防組合の分布状況であるが、33 府県に少なくとも 647 組合が認められ、全国的な展開をみせている。
- 府県別では新潟、徳島、高知、岐阜、熊本、富山等に多くの組合が分布し、この頃より埼玉にも組合が結成され始めた。
- 流域別では、信濃川と阿賀野川下流の新潟平野、利根川と荒川中下流の関東平野、木曾三川下流の濃尾平野、淀川流域、吉野川中下流域など、国直轄河川改修事業の対象であった大河川流域とその他の水害常襲河川流域に多くの組合が分布している。

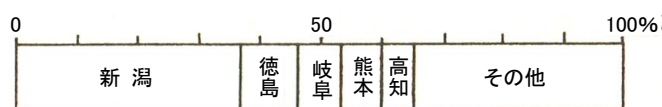


(4) 水害予防組合の規模

① 組合数・組合区域面積・組合員数の府県別構成比

- ・昭和 17 (1942) 年現在の組合数は、新潟が 169 団体で最も多く、以下、徳島 42、岐阜 33、熊本 32、高知 22、埼玉 21、山形 17 と続き、他は 10 未満である。
- ・組合区域面積は、新潟、埼玉、岐阜、茨城等が大きい値を示し、特に利根川、荒川の下流域に位置する埼玉県は、県の面積の 13.2% を水害予防組合の面積が占めている。
- ・組合員数についても、新潟、岐阜、埼玉、静岡等が大きく、いずれも大河川下流域の人口が集中している地域である。
- ・このように、面積と組合員数では新潟、埼玉、岐阜の 3 県で過半数を占めている。

全国における水害予防組合の組合数・組合区域面積・
組合員数の府県別構成比 (昭和 17 年)



組合数 (463)



組合区域面積 (311,822ha)

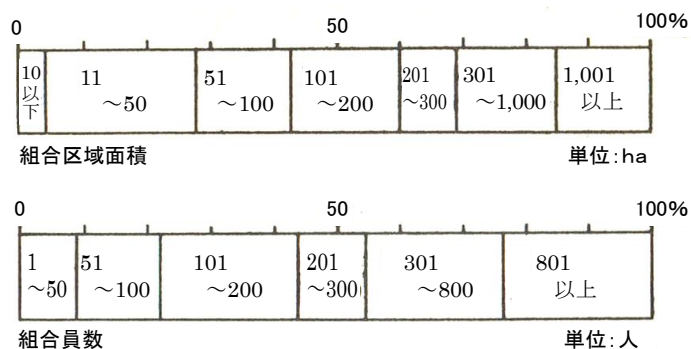


組合員数 (577,346 人)

② 組合区域面積、組合員数の規模別構成比

- 組合区域面積別の組合の構成比では、面積が 11～50ha までの小規模組合が 23.8%と最も多く、区域面積が 300ha 未満が全体の約 70%を占めている。
- 区域面積が 1,000ha 以上の組合は 14.8%を占めており、信濃川、阿賀野川、利根川、荒川等の洪水常襲の大河川や加治川、安倍川等の治水の困難な河川流域にみられる。
- 組合員数では、101～200 人が 21.9%と最も多く、組合員数が 500 人以下が全体の約 67%を占めており、総じて水害予防組合の規模は小さいといえる。

全国における水害予防組合の組合区域面積・組合員数の規模別構成比（昭和 17 年）



2. 水害予防組合の衰退の要因

(1) 水防管理団体数の推移

水防管理団体数の推移をみると、市町村合併の影響もあり、団体数は減少しているが、特に水害予防組合の減少が顕著である。

指定水防管理団体数の推移

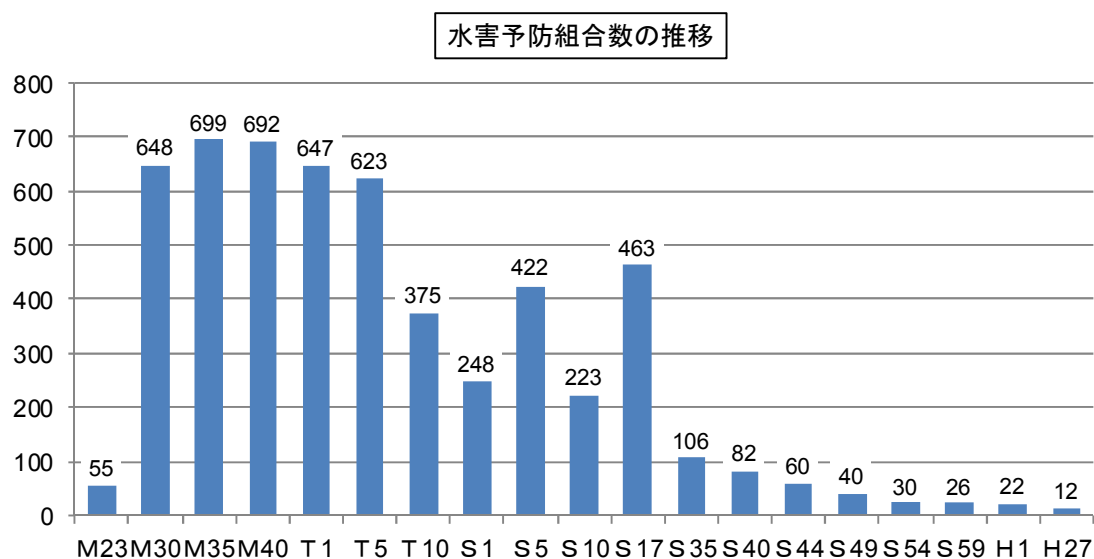
年月日	市町村数	水防事務組合数	水害予防組合数	計
S 29. 11	x	x	x	5,781
S 37. 4. 1	3,190	32	106	3,328
S 40. 4. 1	3,077	31	75	3,184
S 50. 4. 1	3,160	40	37	3,237
S 60. 4. 1	3,196	40	25	3,261
H 5. 4. 1	3,212	37	17	3,267
H14. 4. 1	3,184	37	12	3,233
H27. 4. 1	1,168	25	12	1,205

※昭和 29 年の各水防管理団体数については、資料が欠落しており不明。

※水防管理団体数が昭和 29 年の 5,781 から、昭和 37 年の 3,328 に激減している理由は、町村合併促進法（昭和 29 年）により町村数が減少したためである。

資料：近代日本の

水害地域社会史（内田和子著、1994 年）



資料：近代日本の水害地域社会史（内田和子著、1994 年）

(2) 水害予防組合の減少理由

①昭和 17～22 (1942～47) 年の激減の理由

- ・ 戦争の激化に伴い治水事業が中断され、組合費を負担する水害予防組合の存続が困難になったことが要因ではないかといわれている。

②昭和 22～35 (1947～60) 年の激減の理由

- ・ 治水事業が全額公費負担に移行して、河川改修工事が終了していく過程で組合の解散に至った。

(昭和 32 (1957) 年までに、直轄河川事業が 20 河川分、中小河川事業が 229 河川分終了している。)

- ・ 治水・利水関連法令の整備に伴い、利水事業を兼営する水害予防組合の土地改良区への転身が組合数減少をもたらした。

⇒昭和 24 (1949) 年に、水防組合法が改定されて「水害予防組合法」に変わり、新たに「土地改良法」と「水防法」が制定された。これら三法の施行により、灌漑排水事業は土地改良区が行うことになり、水害予防組合は水害防御に専念することになった。これにより、利水事業も兼営していた水害予防組合においては、土地改良区への改組か統合、若しくは水害予防組合を解散し新たな土地改良区の新設を余儀なくされ、組合数減少につながった。

- ・ 財源問題により、存続が困難となった。

⇒戦前の水害予防組合は、地主の特別出資もあり、財政的に余裕があった。しかし、普通水利組合が土地改良区に移行し、水害予防組合と分離されたため、水害予防組合の財政的基盤が脆弱化していった。さらに、都市化によって新住民が増加した組合では、組合費の徴収率の低下により財政基盤が弱体化し、水害予防組合を維持できずに解散し、水防事務組合や市町村による水防管理に移行した。

- ・ 「水防法」の第二次改正が水害予防組合の解散に拍車をかけた。

⇒これまで水害予防組合の廃止にあたっては、厳重な手続きが必要であったが、昭和 33 (1958) 年の「水防法」の第二次改正では、水害予防組合から水防事務組合へ移行する際には、廃止や引継手続きが簡略化されることが規定された。この「水防法」の第二次改正が水害予防組合の解散に拍車をかけた。

③昭和 35 (1960) 年以降の減少の理由

- ・ 都市化に起因する組合員の意識変化等により、解散を余儀なくされた。

⇒大都市近郊の都市化が進展した地域では、河川改修の進展により水害発生頻度が低下したこともあり、新たに流域に居住した住民の河川や治

水に関する関心が薄れ、個人的負担を伴う治水事業への協力を望まない意識が水害予防組合の存立基盤を揺るがし、解散を余儀なくされた。水害予防組合の解散とその理由を尋ねた調査では、19府県の110組合について有効な回答が得られている。調査結果は、すべて昭和27(1952)年以降に解散したもので、それ以前の解散についてはどの府県も掌握していない。

府県別の水害予防組合の解散とその原因（昭和27年以降）

	事務組合・市町村 への移行	河川改修事業 の終了	その他	計
山形	0	13	1 ^{※1}	14
福島	0	1	0	1
茨城	1	1	0	2
栃木	0	1	0	1
群馬	1	0	0	1
埼玉	24	0	1	25
千葉	1	0	0	1
神奈川	0	1	0	1
新潟	3	18	4 ^{※2}	25
富山	1	0	0	1
石川	0	0	1	1
福井	0	1	0	1
岐阜	19	0	4 ^{※1}	23
静岡	1	0	0	1
愛知	1	0	0	1
京都	3	0	0	3
大阪	5	0	0	5
鳥取	0	1	0	1
宮崎	0	2	0	2
計	60	39	11	110

注1) ※1は水害予防組合の合併、※2は土地改良区に改組したものを示す。

注2) 統計は、当時の都道府県土木部への調査(1991年)により作成。

資料：近代日本の水害地域社会史(内田和子著、1994年)

上記の 110 組合のうち、解散年が明確な 95 組合の解散時期を解散原因ごとに整理したものを次表に示す。

水害予防組合の解散原因と解散時期

	1952～ 1960 年	1961～ 1964 年	1965～ 1968 年	1969～ 1973 年	1974～ 1978 年	1979～ 1983 年	1984～ 1988 年	計
事務組合・ 市町村への 移行	11	21*	7*	3	5*	1	2*	50*
河川改修事 業の終了	11	0	12	5	3	3	5	39
その他	4	2	1	0	3	0	0	10
計	26	23*	20*	8	11*	4	7*	99*

注 1) ※は、岐阜県において、1 組合の一部が事務組合に、一部が市町村にと二者に分かれて解散した 4 例を二重に数えているため、実数より増加している。

資料：近代日本の水害地域社会史（内田和子著、1994 年）

3. 現存する水害予防組合の概要

平成 28 年 4 月現在、全国で 11 の水害予防組合が確認されており、その概要は次のとおりである。

県名	山形県	富山県		茨城県	千葉県
組合名	月光川水害予防組合	小矢部川中流水害予防組合	庄川水害予防組合	飯沼反町水除堤水害予防組合	千葉県長沼水害予防組合
設立年	明治 26 年	昭和 31 年	昭和 26 年	明治 31 年	明治 41 年
構成自治体	遊佐町	高岡市、小矢部市	砺波市、高岡市、射水市	古河市、八千代町、坂東市、常総市	成田市、栄町
対象河川	月光川	小矢部川	庄川	利根川（飯沼川、西仁連川）	利根川、根木名川
管理者	遊佐町長	小矢部市長	高岡市長	坂東市長	成田市長
組合の運営費	賦課対象区域内の土地所有者（3,598 人、H28. 1. 1 現在）に対して、組合費を年 2 回徴収。	構成市の分担金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。	財産から生ずる収入、及びその他の収入のほか、組合市の負担をもって充てる。		成田市及び栄町からの負担金をもって充てる。（かつては、明治43年の大洪水による冠水地域を組合費賦課区域として徴収した。）
存続理由（推察）	<ul style="list-style-type: none"> ・月光川は、一気に日本海に注ぐ独立急流河川であることから、昔からたびたび洪水被害が発生しており、治水事業を強力に推進する上で、同組合が必要だったのではないか。 ・月光川ダムの建設も関係あるか？ 	富山県は、明治 20 年以降は毎年のように洪水に見舞われ、治水費が全国一高い時期もあった。治水事業を推進する上で、公費のみでは困難なこともあり、水害予防組合の支援が必要となり、今日まで存続したのではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・庄川ダムの建設も関係あるか？ 		
備考			H28. 3. 31 をもって、庄川右岸水害予防組合を解散するとともに、庄川左岸水害予防組合と統合し、庄川水害予防組合が発足した。		

県名	埼玉県					愛知県
組合名	坂東上流水害予防組合	神流川水害予防組合	大里郡利根川水害予防組合	越辺川・高麗川水害予防組合	荒川左岸水害予防組合	愛知県尾張水害予防組合
設立年			明治 40 年		昭和 26 年	昭和 35 年
構成自治体	本庄市、上里町	神川町	熊谷市、深谷市	坂戸市、毛呂山町、越生町	蕨市、川口市、戸田市	一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、大口町、扶桑町
対象河川	利根川	神流川	利根川、荒川	越辺川、高麗川	荒川	木曾川及びその支川
管理者	本庄市長	神川町長	深谷市長	坂戸市長	蕨市長	江南市長(H28.29年)
組合の運営費						
存続理由(推察)	<ul style="list-style-type: none"> ・明治政府は明治 13 年(1880)に、それまで官費で負担していた河川や用排水路の普請に関する経費を民費負担に改め、国費の支出(国庫下渡金)を打ちきった。その結果、利根川、江戸川、荒川をはじめ大小様々な河川や用排水路をかかえ、なおかつ水害の常襲地でもあった埼玉県は、河川の維持改修費が莫大となり、財政が圧迫されることになり、治水事業を推進する上で水害予防組合の支援が必要となり、今日まで存続したのではではないか。 ・江戸時代、埼玉県下には、地域の水利と水防を基本とする地域単位として「領」が成立しており、その名残りも一因か? 					
備考						

I. 水害予防組合について（1P～11P）を記述するにあたり、参考にした文献、資料等

- ・「近代日本の水害地域社会史」（内田和子著、1994年）
- ・「防災と開発～社会の防災力の向上を目指して～」（国際協力事業団国際協力総合研究所、2003年）
- ・「明治期における富山県の治水施策に関する研究」（市川紀一、土木史研究第19号、1999年5月 審査付論文）
- ・「1947 カスリーン台風報告書」（内閣府中央防災会議、平成22年）
- ・遊佐町ホームページ

II. 千葉県長沼水害予防組合の必要性について

1. 成田市の水害特性

（1）古くから浸水害が多く発生

- ・成田市は、利根川や利根川の支流等、多くの河川や印旛沼が存在するため、昔からこれらの河川等の堤防決壊による浸水害がたびたび発生した。
- ・地形的にも、根木名川流域の平地を除いては起伏に飛んだ丘陵地帯となっているため、大雨により丘陵地帯の水が低地に流れ込む内水被害も発生し、県下有数の水害常襲地であった。
- ・市では、こうした浸水害を警戒・防御し、被害を軽減させるために、古くから沿川自治体と共同して水害予防組合や水防事務組合を設立するなどして、水災防御に取り組んできた。

（2）近年の浸水害の特徴

- ・近年、局地的な集中豪雨が頻繁に発生しており、各地で都市型水害が深刻化している。
- ・本市においても、内水氾濫浸水想定調査結果をみると、成田地区や公津地区の一部、新空港自動車道の成田 JCT から新空港 IC までの沿道一帯等が危険性の高い地域となっており、市街地部での浸水が想定されている。
- ・このため、台風や大雨等による河川の氾濫に引き続き警戒していくとともに、市街地部の内水氾濫対策にも注力していく必要があり、都市下水路の整備や宅地の雨水浸透枘の設置、自然的土地利用の保全等を講じていく必要がある。

2. 千葉県長沼水害予防組合の沿革

- ・長沼水害予防組合は、成田市、栄町の1市1町で構成されており、印旛郡栄町矢口地先より成田市に至るまでの利根川及び根木名川の水防作業を行っている。
- ・本組合の沿革は、明治39年の「長沼普通水利組合」の結成に始まるもので、当時、周辺部落間の水争等もあったため、同組合を設立し、長沼周辺の農業水利関係に従事した。
- ・その後、明治41(1908)に「水利組合法」の制定により、普通水利組合は灌漑排水に関する事業のために設置すると改められたことから、水害防御を主目的とする「長沼水害予防組合」が別途設立された。
- ・「長沼普通水利組合」は、農業水利を主目的とする組合となり、その後、昭和28(1953)年の土地改良法の施行により、「根木名川土地改良区」へと組織改編した。
- ・現在、同土地改良区は、利水事業を主とするが、一部治水事業(排水機場の運転操作等)も受託しており、農地はもとより住宅地の浸水防止に努めている。
- ・一方、「長沼水害予防組合」はその後も存続し、昭和42(1967)年には組合の規約が制定された。
- ・水害予防組合は地縁的組織であり、その財源は組合員の賦課金によるものが基本である。長沼水害予防組合も明治43年の大洪水による冠水地域を組合費賦課区域とし、区域内居住者並びに土地所有者から組合費を徴収していたが、現在は成田市及び栄町からの負担金をもって組合運営を行っている。

区域面積

市町名	面積	割合
成田市	1,565 ha	95.6%
(内 下総町地区)	121 ha	7.4%
栄町	72 ha	4.4%
計	1,637 ha	100.0%

資料：「千葉県長沼水害予防組合」(成田市総務部危機管理課)

3. 長沼水害予防組合の存続の必要性についての検証

- ①「長沼水害予防組合」は、明治41年の設立から相当年数が経過しており、この間において治水事業は進展・完成しており、浸水害の発生頻度も昔に比べて低下していることから、同組合の設立当初の目的は達成されたのではないか。
- ②根木名川土地改良区でも一部治水事業を担っており、地域の水防活動を担う組織として、同組合の役割任務は昔と比べて小さくなっているのではないか。
- ③水害予防組合は、地縁的な公共組合であり、元来、組合費用は組合員の賦課金によってまかなわれていたが、現在は成田市及び栄町が負担している状況にあることから、組合としての体をなしておらず、形骸化しているのではないか。
- ④本市のさらなる水防力強化を図るためにも、外水対策と合わせて内水対策を推進していく必要があり、外水部門の組織のスリム化を図り、その分を内水部門の充実にあてるべきではないか。
- ⑤成田市では、水防責任者として、水防組織や配備等に係る一元的体制を確立しており、本体制の中で「長沼水害予防組合」の領域をカバーできるしくみとなっている。